

藤枝市デジタルアートギャラリー構築業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

藤枝市デジタルアートギャラリー構築業務

2 業務の目的

本業務は、市で収蔵している貴重な資料や毎年実施している市民文化祭や若手芸術家が美術の楽しさを伝えるイベント「びじゅつじょろん」など会場型で実施している文化芸術イベントを、デジタル技術を活用し、市内外の方々に広く公開することで、「いつでも」「どこでも」「だれでも」閲覧することができるシステムを構築し、芸術文化に触れる機会を提供するものである。

また、閲覧した方の文化芸術への関心を高め、本市の来場型イベントへの来場意欲を高めることも目的とする。

3 業務の期間

委託業務契約を締結した日から令和7年3月31日まで

4 業務概要

別紙「藤枝市デジタルアートギャラリー構築業務委託仕様書」のとおり

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市物品等入札参加資格を有していること。
- (4) 企画提案書等の提出期限までに、藤枝市から、藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(9) 国税等に滞納がない者。

## 6 プロポーザルに関するスケジュール

(1) 実施要領等公告	令和6年7月9日(火)
(2) 質問書の提出締切	令和6年7月16日(火)
(3) 質問に対する回答期限	令和6年7月18日(木)
(4) 参加申込書の提出締切	令和6年7月19日(金)
(5) 参加申込結果の通知	令和6年7月23日(火)
(6) 企画提案書等の提出締切	令和6年8月6日(火)
(7) 審査会(プレゼンテーション)	令和6年8月20日(火)
(8) 審査結果の通知	令和6年8月23日(金)
(9) 委託料見積合せ(委託契約候補事業者)	令和6年8月27日(火)
(10) 委託契約日(予定)	令和6年8月30日(金)

※プレゼンテーションに関する場合は、参加申込結果の通知時に併せて通知します。  
また、質問に対する回答は、ホームページで行います。

## 7 選定方法

当該委託契約候補事業者の決定にあたっては、プレゼンテーションを実施したのち、要項第12で定める審査基準に基づき、審査委員会委員が採点をし、獲得した点数が最も高い提案者を委託契約候補事業者として決定する。

## 8 提出書類及び提出部数

### (1) 参加申込時の提出書類

①参加申込書	第1号様式
②会社等概要書	第2号様式
③類似業務実績調書	第3号様式
④国税の納税証明書	
⑤市内に本店、支店、営業所がある場合は、市税の納税証明書	

### (2) 審査会時の提出書類

①企画提案書	第5号様式
②業務の実施体制調書	第6号様式
③見積書	第7号様式
④その他参考資料	

(3) 提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に留意すること。

(4) 提出部数は、参加申込時においては、正本1部とする。

審査会時においては、正1部、副7部とする。

- (5) 提出方法は、質問書を除き、下記の提出先まで持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11-1  
藤枝市スポーツ文化観光部 街道・文化課 宛  
TEL 054-643-3036 FAX 054-643-3327

なお、郵送した場合は、郵送した旨を上記まで電話で連絡すること。

- (6) 質問書は、FAX またはメールで受け付けるものとし、質問票を送信した際は、送信した旨を必ず連絡すること。質問に対する回答は、ホームページにて行う。

[https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/sports\\_bunka/kaidobunka/boshu/23693.html](https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/sports_bunka/kaidobunka/boshu/23693.html)

- (7) 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

- (8) 企画提案書の提出後の書類の追加、修正等は認めない。

- (9) 企画提案書については、次のアからオまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

ア 企画提案書（第5号様式） ※表紙として使用すること。

イ 提案書（様式自由）

※基本方針やコンセプトなどがイメージできるもの。

ウ 業務工程表（様式自由）

エ 業務の実施体制調書（第6号様式）

オ 見積書（第7号様式）の内訳（様式自由）

## 9 提案者の失格要件

提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 本募集要項に示す提案書の提出期間、提出先、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (3) 審査内容に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- (4) 上記のほか、指示した条件に違反した場合

## 10 提案にあたっての注意事項

- (1) 提出された提案書等は返却しない。

- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とし、プレゼンテーションへの参加報酬等も無い。

- (3) 提案書類等の著作権は、当該提案書類等を作成したものに帰属する。

- (4) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製をすることができる。

- (5) 市は、参加事業者から提出された提案書について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

## 1 1 見積金額の上限額

3,080,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 1 2 審査基準

別表（審査基準）のとおり

## 1 3 委託契約候補者の決定

(1) 企画提案の内容、業務の工程や実施体制等を総合的に評価し、審査委員会の各委員の評価点の合計点により順位をつけ、最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、候補事業者とし、次いで評価点の高い提案事業者を次点候補事業者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により候補事業者を決定する。

(2) 委託業務の品質確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が、上限の60%に満たない場合は、候補事業者として選定しない。

(3) 参加事業者が、1者の場合でも審査会は実施できるものとする。

## 1 4 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して、プロポーザル方式審査結果通知書（第8号様式）を発送するとともに、本市ホームページに掲載する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

(1) 最高得点者の名称

(2) 全参加事業者の名称

(3) 審査項目及び配点表

(4) 全参加事業者の評価点

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けないものとする。

## 1 5 契約の締結

市は、委託契約候補事業者と提出された企画提案書及び見積書の記載事項等を踏まえた協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴取し、当該見積書の内容を精査した上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約にあたっては、企画提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託契約候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は本要項5に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点候補事業者と協議を行う。

## 1 6 契約条件

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

## 1 7 その他留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。
- (5) 委託契約候補事業者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を提出すること。

## 1 8 問い合わせ先

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11-1

藤枝市スポーツ文化観光部 街道・文化課 担当：野口・藁科

電話 054-643-3036

FAX 054-643-3327

E-mail [bunka@city.fujieda.lg.jp](mailto:bunka@city.fujieda.lg.jp)